

しみずふるさとまつり 留意点について

出店概要について

出 店 内 容： 飲食物販売、物品販売、展示 P R 等

出 店 条 件： 有田川町内に在住、勤務されている方や事業者
町内で活動している団体。（実行委員会による特別出店者は除く。）
（法人については、有田川町内に事務所又は営業所等をおいているもの。）

出店者説明会に出席できる方（代理人による出席可）

出店サイズ： Ⅰ 区画（テント 間口 約3m×奥行 約3m程度の広さを予定）

会場レイアウトは、実行委員会で決定します。
出店者数や出店内容の状況により、メイン会場である清水行政局駐車場
（八幡中学校側）以外の場所で出店してもらう可能性があります。

出店場所は、出店者説明会時に決めさせていただきます。

出店協力金： Ⅰ 区画1,000円（※出店に係る一切の経費については出店者負担）

備品・設備： 貸し出し備品（有料）あり（会議机、屋台用机、コンパネ、パイプいす、電源コンセント）

※ まつりの事業内容と関係のないような単なる模擬店の出店等はお断りさせていただく場合があります。

飲食物の提供について

○当日、その場で調理して提供する場合

- ・ 食品営業類似行為届を提出してください。
- ・ 出店者用の洗い場を設置します。ゆずり合ってご利用ください。
なお、飲料水等は各団体でご用意願います。
- ・ ガスコンロ等の火器器具を利用する場合は、消火器をご持参ください。
- ・ 衛生面には、十分ご配慮ください。
- ・ 保健所の指導により取り扱いできない品目があります。

○テイクアウトの場合（別所で調理、パック詰めしたものの販売）

- ・ 食品営業類似行為届は不要です。
- ・ 飲食店の営業許可を持った方に限ります。
- ・ 衛生面には、十分ご配慮ください。

※それぞれ出店は、この条件を満たす者に限ります。

申し込み方法について

「第13回しみずふるさとまつり出店申込書」等を事務局まで持参、郵送、メール
FAXのいずれかの方法で、令和8年9月16日（水）までに提出してください。

出店者説明会について

令和8年10月6日（火） 19時～ 清水行政局 2階 会議室